



2026年1月15日

各 位

会 社 名 東京ボード工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 弘之
(コード: 7815 東証スタンダード)
問合せ先 取締役経営管理本部長 尾股 拓彦
(TEL: 03-3522-4138)

(訂正)「臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに資本金の額の減少及び剰余金の処分に関するお知らせ」の一部訂正について

2025年12月15日付けにて開示いたしました「臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに資本金の額の減少及び剰余金の処分に関するお知らせ」の「3. 資本金の減少及び剰余金の処分について」につきまして、会計基準の解釈に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。訂正箇所は下線を付して表示しております。

記

1. 訂正の内容

(訂正前)

3. 資本金の減少及び剰余金の処分について

(3) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金の額 121,000,000円の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損墳補に充当するとともに、別途積立金の額 1,800,000,000円の全額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

①減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 : 121,000,000円

別途積立金 : 1,800,000,000円

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 : 1,921,000,000円

(訂正後)

3. 資本金の減少及び剰余金の処分について

(3) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、別途積立金の額 1,800,000,000円の全額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

①減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 : 1,800,000,000 円

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 : 1,800,000,000 円

2. その他

本訂正による掲載済みの公告に対する影響は無いものと考えております。

以 上